

令和元年度「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」
開・閉会式等来場者管理業務委託契約書(案)

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会(以下「委託者」という。)と〇〇〇〇(以下「受託者」という。)とは、令和元年度「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」開・閉会式等来場者管理業務について、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 委託者は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

- (1) 委託業務名 令和2年度「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」開・閉会式等来場者管理業務
- (2) 委託業務の内容 別添の委託業務仕様書及び「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会開・閉会式等来場者管理業務の概要」のとおり
- (3) 実施期間 この契約の締結の日から令和2年3月31日(火)まで

(委託業務の実施)

第2条 受託者は、委託業務を実施するに当たっては、別添の委託業務仕様書及び「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」開・閉会式等来場者管理業務の概要に従って行わなければならない。これらに変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、受託者は、委託業務の実施方法について、委託者の指示に従わなければならない。

(業務責任者等)

第3条 受託者は、委託業務の適切な実施を図るため、契約締結後速やかに、総括責任者及び個別業務責任者を定め、書面をもって委託者に通知するものとする。責任者を変更したときも同様とする。令和元年度の業務行程表も提出するものとする。

(委託料)

第4条 委託業務に要する費用(以下「委託料」という。)は、金〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)以内とする。

(委託料の支払い)

第5条 委託者は、委託業務が終了しその額が確定した後に、委託料を受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 委託者は、受託者の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定に関わらず、委託料の90%を限度に概算払をすることができる。

3 受託者は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を委託者に提出するものとする。

(再委託の制限)

第6条 受託者は、委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ委託者の承認を受けなければならない。

(契約保証金)

第7条 委託者は、受託者が納付すべき契約保証金を免除する。(※受託者が鹿児島県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当するとき)

(成果品の提出等)

第8条 受託者は、委託業務が終了したときは、遅滞なく、成果品並びに委託業務終了報告書及び収支決算書を委託者に提出しなければならない。この場合において、第5条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書を添付するものとする。

(検査及び委託料の額の確定)

第9条 委託者は、前条の規定により実績報告書(成果品、委託業務終了報告書)及び収支決算書の提出があったときは、提出の日から10日以内に、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、実績報告書(成果品)について補正を命ぜられたときは、遅滞なく、補正を行い、実績報告書(成果品)に補正完了報告書を添えて委託者に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、前項の規定により実績報告書(成果品)及び補正完了報告書の提出があった場合について準用する。

4 委託者は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、受託者に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第10条 受託者は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、委託者の指示に従って返還するものとする。

(暇疵担保)

第11条 受託者は、委託者の検査に合格した実績報告書(成果品)であっても、当該成果品について隠れた暇疵があった場合には、検査後1年間はこれを完全なものと引き換え、又は補償をしなければならない。

(委託業務の中止等)

第12条 受託者は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を委託者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 委託者は、前項の文書が提出されたときは、受託者と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第5条第1項及び第8条から第10条までの規定に準じて精算するものとする。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第14条 受託者は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号)第6条第2項及び第7条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第15条 受託者は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第15条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況について実地に調査できるものとする。

2 受託者は、委託者から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに委託者に報告するものとする。

(改善の指示等)

第16条 委託者は、委託業務の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を受託者に指示することができるものとする。

(事情変更による解除)

第17条 委託者は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

(解除等)

第18条 委託者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がこの契約又はこの契約に基づく委託者の指示に違反しているため契約の目的を達成することができないと委託者が認めるとき。

(2) 受託者がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと認めるとき

(3) 受託者が鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者は委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

3 第1項の規定による契約の解除により委託者に損害が生じた場合において、当該損害額が前項の違約金の額を超えるときは、受託者は同項の違約金のほか、その超える額を政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に基づき委託者が算定するところにより、委託者に支払わなければならない。

(著作権)

第19条 受託者がこの委託業務により取得した著作権は、委託者が承継するものとする。

(協議)

第20条 この契約に定めるもののほか、委託業務の遂行に関し必要な事項は、委託者受託者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、委託者受託者記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年〇月〇日

委託者	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 実行委員会会長 三反園 訓
受託者	(住所) (氏名)

(別記) 個人情報の保護に関する遵守事項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した後1年を経過したときは、速やかに復元及び判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集・作成した個人情報(委託業務を処理するため委託者から引き渡されたものを含む)は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、委託者の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

委託業務を処理するため委託者から引き渡された、個人情報を含む記録媒体等は、委託業務完了後、速やかに委託者に返還しなければならない。